

議案第89号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「緊急通報用電話機」を「緊急通報装置」に改める。

別表食の自立支援サービスの項手数料の欄ただし書を削り、同表緊急通報用電話機設置事業の項事業名の欄中「緊急通報用電話機」を「緊急通報装置」に、同項事業内容の欄中「緊急通報用電話機並びに熱、煙及びガスの感知器」を「緊急通報装置」に改め、「、電話回線で東十勝消防事務組合と結び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町総合介護条例別表食の自立支援サービスの項手数料の欄の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する事業に係る手数料について適用し、施行日前に利用した事業に係る手数料については、なお従前の例による。